

(お知らせ)

定期検査中の福島第二原子力発電所 2号機における
運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成 20 年 12 月 22 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

< 概要 >

(事象の発生状況)

- ・ 平成 20 年 12 月 22 日、定期検査中の 2 号機において、原子炉に水を送るための弁の開閉試験を実施したところ、午前 10 時頃、原子炉の水温が規定より低い状態で原子炉に水が送られ、原子炉の圧力が上がったことが確認されたことから、「運転上の制限」を満足していないと判断いたしました。
- ・ なお、圧力上昇後、速やかに圧力を下げる操作を行い、原子炉の圧力が規定の圧力(大気圧)に下がったことから、「運転上の制限」の逸脱から復帰いたしました。

(今後の対応)

- ・ 原因について詳細に調査いたします。

(安全性、外部への影響)

- ・ 本事象による外部への放射能の影響はありません。

(公表区分)

- ・ 本事象は公表区分 (運転・保守管理上、重要な事象)としてお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

定期検査中の 2 号機において、平成 20 年 12 月 22 日、原子炉給復水系の浄化運転^{*1}中に、給水原子炉入口弁の開閉試験を実施したところ、午前 10 時頃、原子炉の水温が規定の温度(38℃以上)より低い状態(24℃)で、原子炉へ水が送られ原子炉の圧力が規定の圧力(大気圧)を超えたことから、午前 11 時 30 分、保安規定第 37 条で定める「運転上の制限^{*2}」を満足していないと判断いたしました。

なお、圧力上昇後、速やかに圧力を下げる操作を行い、圧力が規定の圧力(大気圧)に下がったことから、午前 11 時 55 分、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言いたしました。

2. 今後の対応

今後、原因について詳細に調査いたします。

3 . 安全性、外部への影響

本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

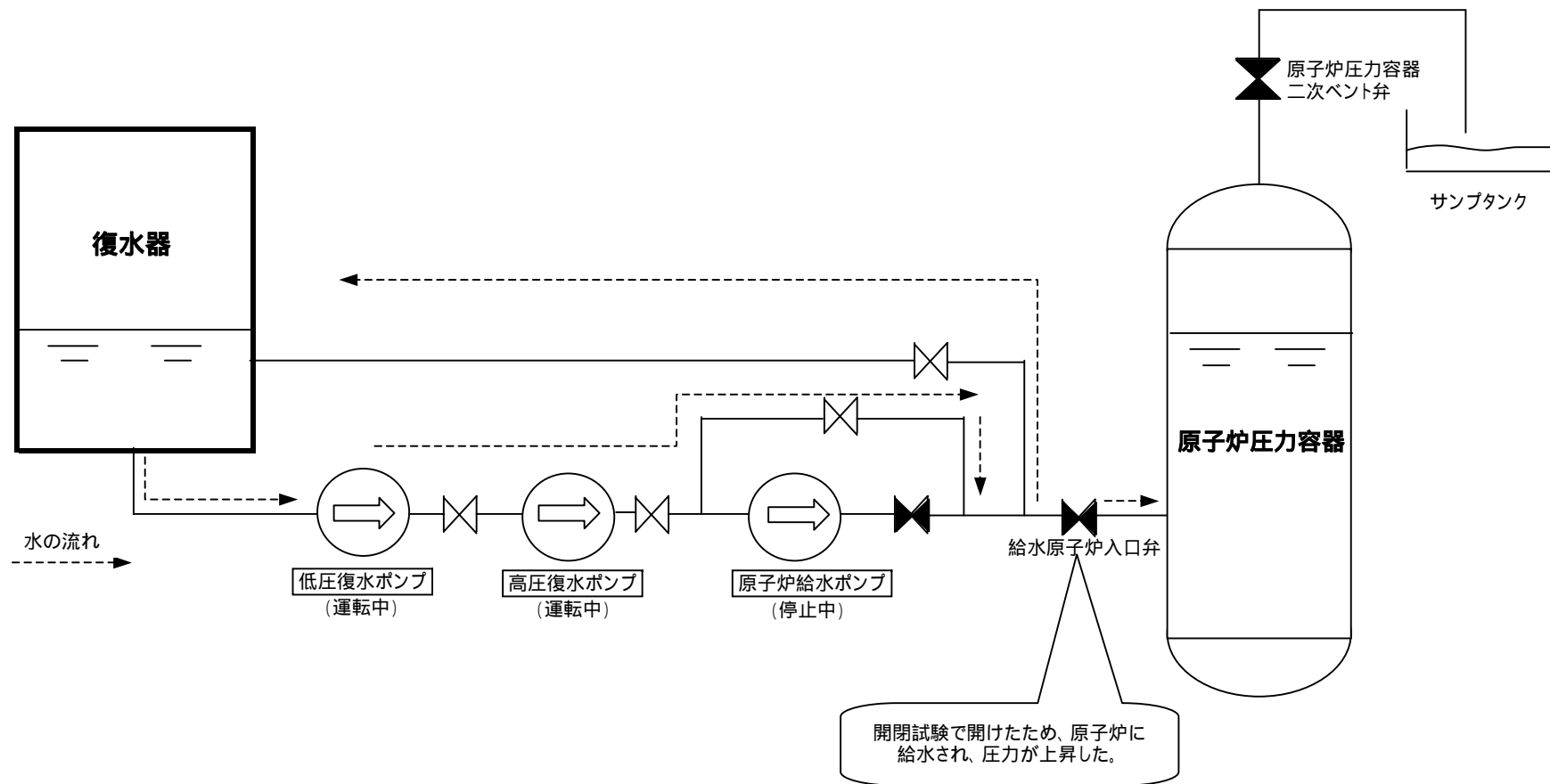
* 1 原子炉給復水系の浄化運転

原子炉に水を送るための系統を浄化するために、復水ポンプを運転し、復水器内の水を原子炉内を経由せずに再び復水器内へ水を戻す運転のこと。

* 2 保安規定第 37 条で定める運転上の制限

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置にもとづき対応することになる。

なお、原子炉冷却材温度は、原子炉圧力容器保護のため必要な温度以上で運用することが求められており、規定以下の温度で圧力が上昇した場合には、速やかに圧力を戻すことが求められている。



系統概略図